

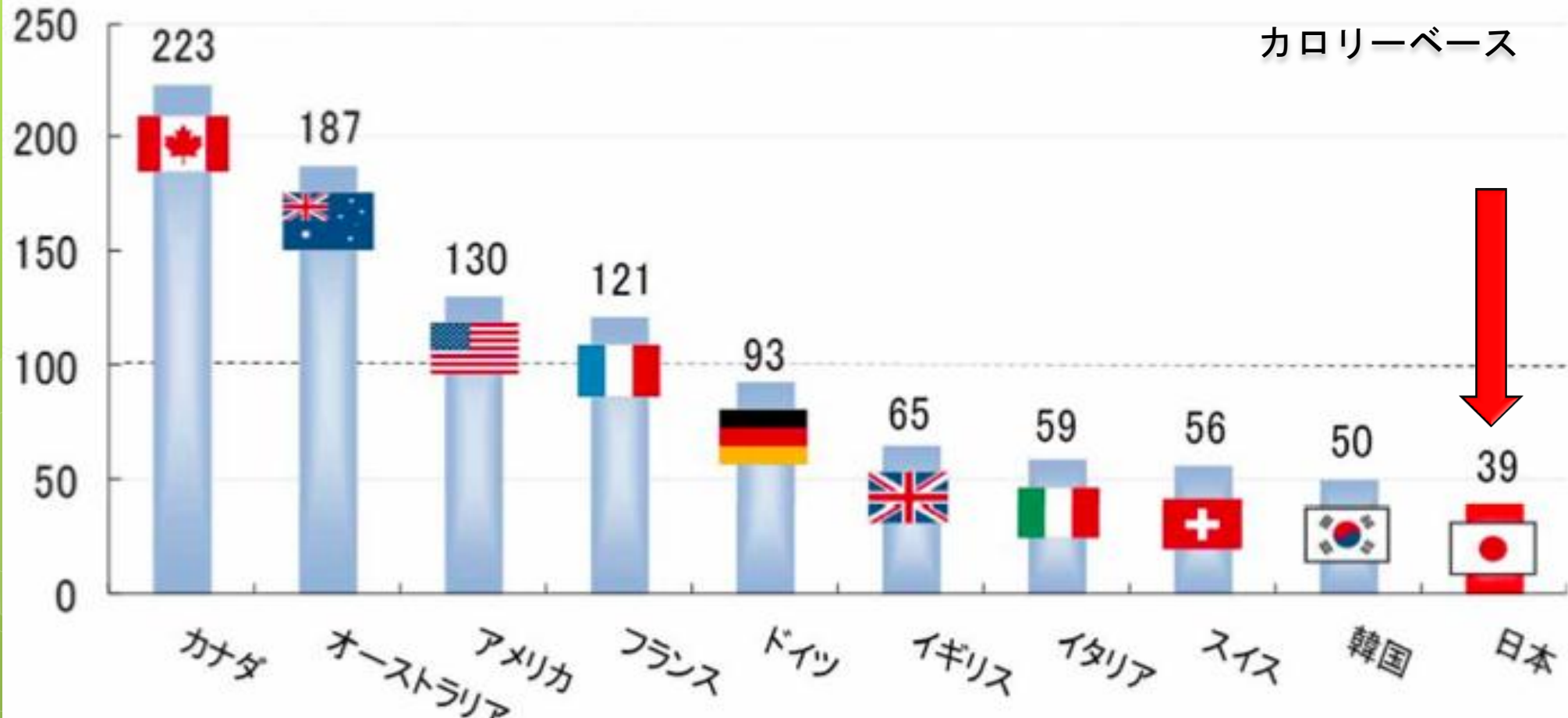
# 日本における 食品リサイクル法

公益財団法人東京都環境公社  
小林 省二

# 1 法制定の経緯

# 日本の食料自給率

日本では食料の6割が輸入



出典：農林水産省

# 日本の食品廃棄物排出量

食品廃棄物の排出量  
1,700万トン

事業系  
700万トン

家庭系  
1,000万トン

出典：農林水産省（2011年度推計）

# 日本の食品ロス

食品廃棄物の排出量  
1,700万トン

食品ロス  
500～800万トン

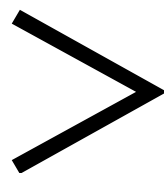
調理くず等  
900～1200万トン

食べられるのに  
捨てられている量

出典：農林水産省（2011年度推計）

# 食品ロスの規模

日本の食品ロス  
500～800万トン



世界の食料援助  
400万トン

出典：農林水産省（2011年度推計）

# 食品リサイクル

食品廃棄物の排出量  
1,700万トン

焼却・埋立

1,300万トン

再生利用

(飼料、肥料、熱回収)

400万トン

出典：農林水産省（2011年度推計）

## 2 食品リサイクル法



# 食品リサイクル法

## ◎施行

2001年5月 施行

## ◎目的

食品廃棄物の発生抑制と飼料や肥料等へのリサイクルの促進

# 再生利用等の優先順位

①発生抑制（製造、流通、外食等の各段階で）



②再生利用（飼料や肥料への再生利用）



③熱回収（焼却施設での発電）



④減量（脱水、乾燥など）

# 法の施行により、食品関連事業者に食品廃棄物等の再生利用が拡大

食品廃棄物の排出量  
1,700万トン

事業系  
700万トン

家庭系  
1,000万トン



焼却・埋立  
400万トン

再生利用  
300万トン

焼却・埋立  
900万トン

再生利用  
100万トン

# 法における「食品関連事業者」の定義

## (1) 食品の製造・加工業者

食品メーカーなど

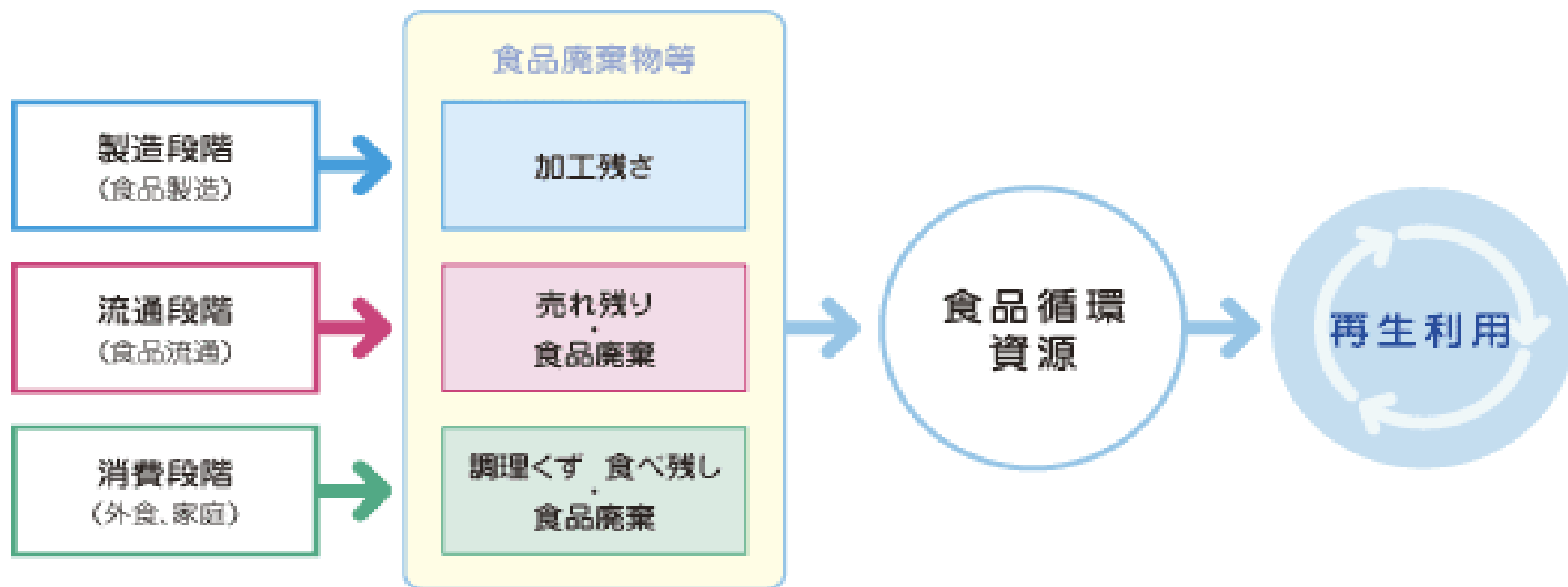
## (2) 食品の卸売・小売事業者

食品卸売、スーパー、コンビニなど

## (3) 外食産業

食堂、レストラン、ホテルなど

# 法における「食品廃棄物等」の定義



# 法的拘束力

<対象> 多量排出事業者（年間100t以上）

<適用内容>

① 勧告

② 公表

③ 命令

④ 罰則

※年間100t未満の事業者には指導・助言

# 飼料化・肥料化の促進

## (1) 飼料化・肥料化する事業者の 登録制度の創設

### <登録のメリット>

- ・ 飼料化／肥料化の受託契約拡大
- ・ 法令の特例による行政手続の軽減

# 飼料化・肥料化の促進

## (2) 「食品リサイクル・ループ」の認定 制度の創設

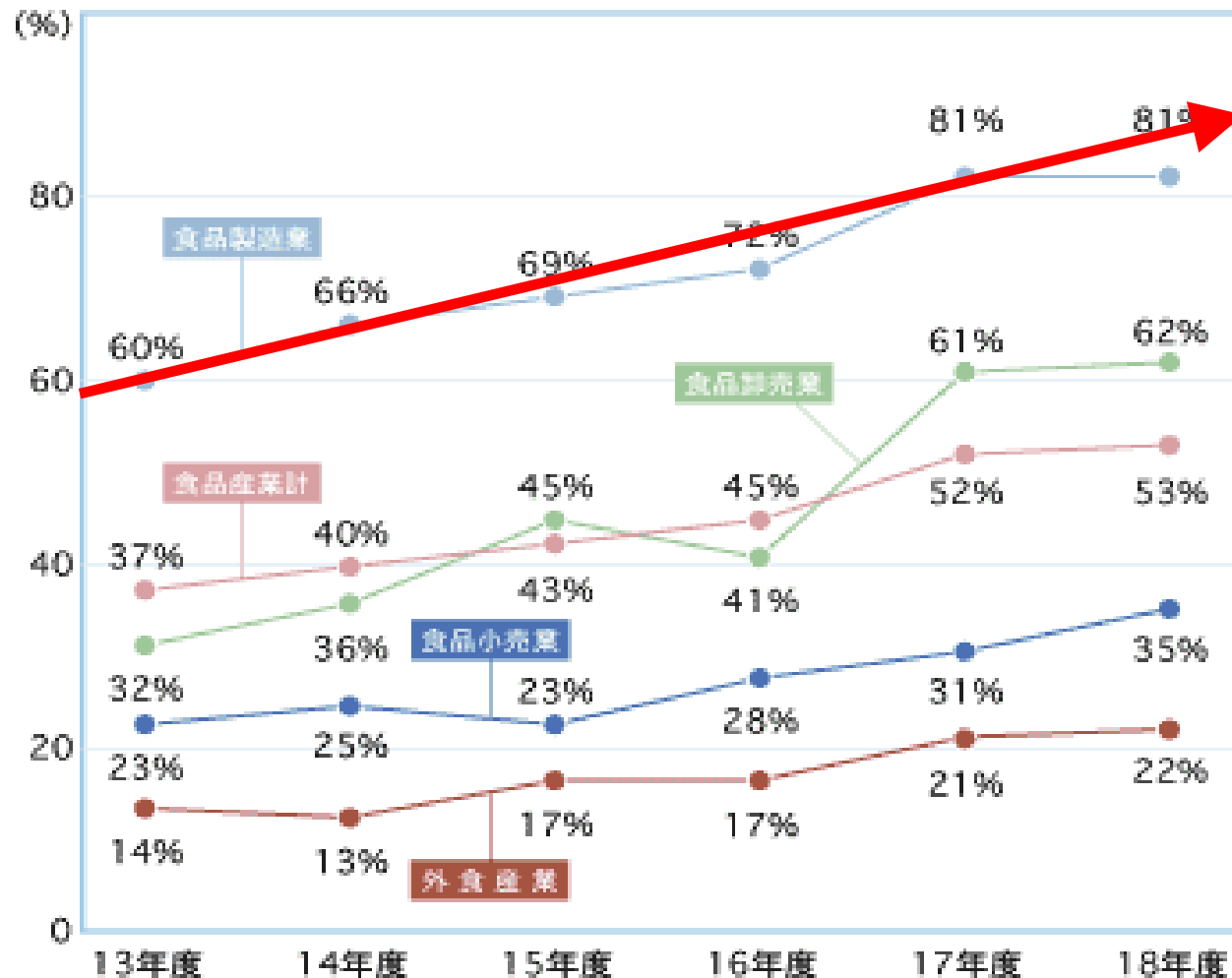


出典：食品産業センター



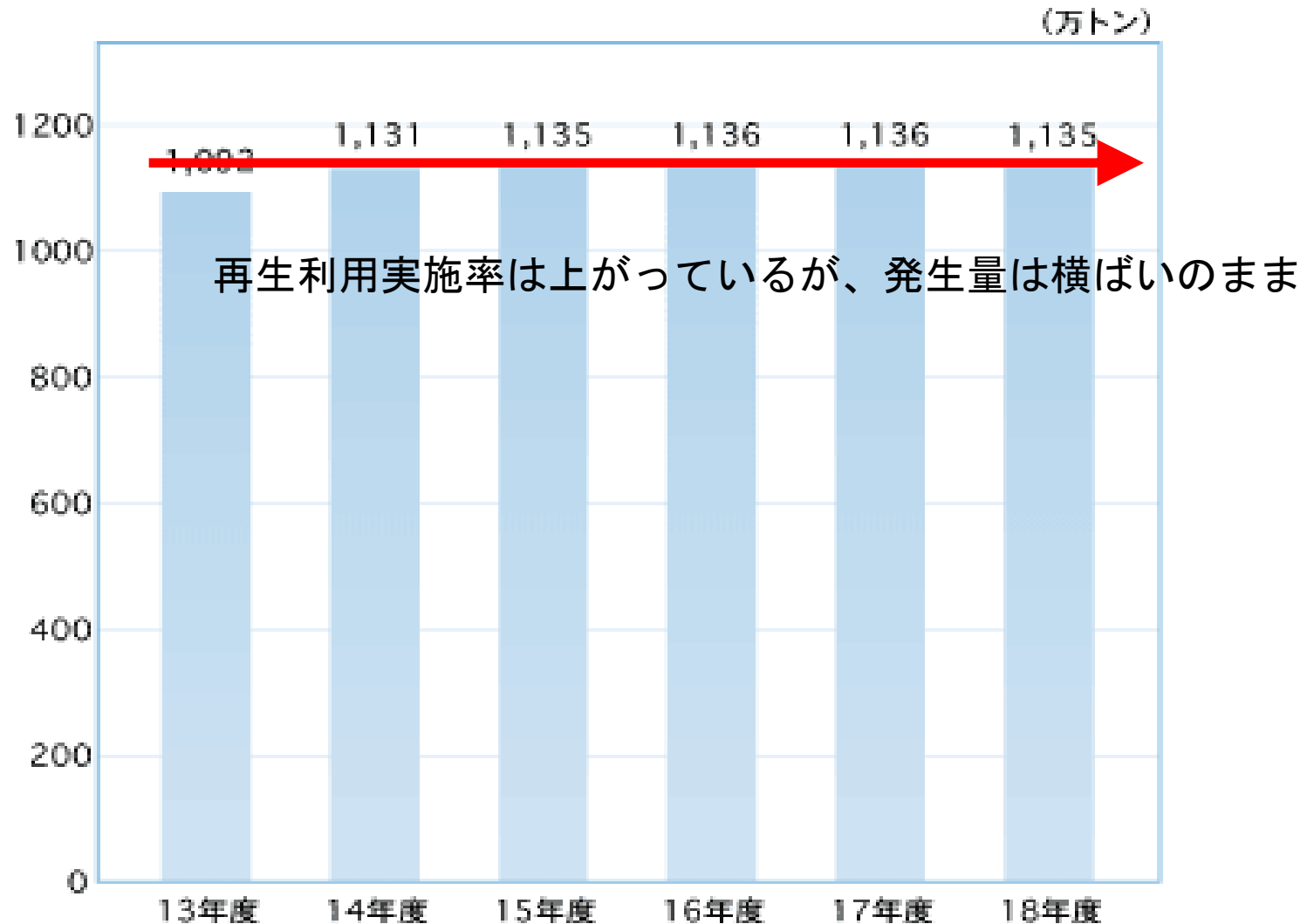
### 3 法の改正(2007年)

# 再生利用等実施率の推移



出典：食品産業センター

# 食品廃棄物等の発生量



出典：食品産業センター

# 1.個々の事業者ごとに実施率目標を設定

個々の事業者に応じた基準実施率を毎年上回る必要がある。

$$\text{再生利用等実施率} = \frac{\text{発生抑制量} + \text{再生利用量} + \text{熱回収量} \times 0.95 + \text{減量量}}{\text{発生抑制量} + \text{発生量}}$$

## II.業種別目標の設定

### 再生利用等の実施率目標

食品製造業	85%
食品卸売業	70%
食品小売業	45%
外食産業	40%

### Ⅲ.多量発生事業者の定期報告制度を創設

前年度の発生量が100トン以上の食品関連事業者は、毎年度、食品廃棄物の発生量や再生利用状況を国に報告する必要がある。

※フランチャイズチェーンは、チェーン全体で多量発生事業者かどうか判断される。

食品の減量とリサイクルの促進を図ろう！